別記第１３号様式（第２１条関係）

保有個人情報訂正請求書

　　　　年　　月　　日

熊本県議会議長　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　（　　　）

　熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第３２条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定等に係る通知書の文書番号：  日付：　　年　　月　　日  開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  （理由） |

|  |
| --- |
| １　訂正請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類  　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）  　※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　ア　本人の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人  □任意代理人委任者  　　　 （ふりがな）  　イ　本人の氏名  　ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類　　□委任状　□その他（　　　　　　　　） |

（注）

**1　「氏名」「住所又は居所」**

　　本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

　　なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

**２　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」**

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

**３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」**

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

**４　「訂正請求の趣旨及び理由」**

（1）訂正請求の趣旨

　　 どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

（2）訂正請求の理由

　　 訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

**５　訂正請求の期限について**

　　訂正請求は、条例第３１条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。

**６　本人確認書類等**

（1） 来所による訂正請求の場合

　　　来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第１０条第１項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

（2） 送付による訂正請求の場合

　　　保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

（3） 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。